

27 大規模災害時における通信確保に関する協定

鶴岡市長（以下「甲」という。）とアマチュア無線鶴岡クラブ会長（以下「乙」という。）とは、大規模災害時における通信確保について次のとおり協定する。

（目的）

第1条 この協定は、地震等により鶴岡市内に大規模な災害が発生した場合において、甲が行なう災害対策本部活動に乙が支援協力することにより、鶴岡市内における被害を防止することを目的とする。

（支援協力の内容）

第2条 乙が行なう支援協力は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 通信施設が途絶された通信施設及び備蓄施設等の通信確保
- (2) 甲が所有する通信機器では対応ができない場合の通信確保
- (3) 通信途絶における鶴岡市域外の防災関係機関との通信確保
- (4) 前3号に定めるもののほか、現有の人員及び施設で対応できる支援協力で、甲から特に要請のあった事項

（協力要請）

第3条 甲は、次に掲げる事項を明からして、口頭、電話等により乙に支援協力を要請する。

- (1) 被害の種類及び状況
- (2) 支援協力の内容
- (3) 支援協力の場所及び経路
- (4) 前3号に掲げるもののほか、必要な事項

（連絡体制）

第4条 乙は、甲からの支援協力の要請を受け入れる体制を整備し、その内容を明らかにして甲に報告するものとする。

（自主支援協力）

第5条 乙は被害が甚大で甲の要請を持ついとまがないと判断した場合は、自主的に支援協力をするものとする。

2 前項の規定により自主的に支援協力をした場合、乙は口頭、電話等により鶴岡市災害対策本部に連絡するものとする。

（留意事項）

第6条 通信確保において、市民のプライバシー保護及び秘密事項が発生した場合、知りえた事項については秘密を厳守するものとする。

2 通信確保協力を指示された場合は責任者を決定し災害対策本部に連絡をするとともに、責任者の指示により規律正しく統制のとれた行動をするものとする。

（経費の負担）

第7条 支援協力による経費は原則として乙の負担とするが、必要止むを得ない場合は甲乙協議をして

決定するものとする。

(情報の交換等)

第8条 甲は、この協定に基づく支援協力が円滑に行われるよう、必要に応じて情報の交換及び訓練を実施するものとする。

(その他)

第9条 この協定に定めない事項が生じた場合は、その都度甲乙協議して定めるものとする。

この協定は、平成9年9月26日から効力を生ずるものとし、この協定を証するため、本協定書を2部作成し甲乙それぞれ記名押印の上、各1通を保有する。

平成9年9月26日

甲 鶴岡市長

乙 アマチュア無線鶴岡クラブ会長